

議第13号

高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の一部を改正する条例について

高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月28日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

太陽光発電設備等の届出対象を拡大するため改正しようとする。

高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の一部を改正する条例

高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例（平成13年高山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(中規模以上の開発事業の届出)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する開発事業を行おうとする者（以下「特定事業者」という。）は、当該開発事業の計画が容易に変更できる時期に、当該開発事業の実施計画を市長に届け出て、まちづくりの方針に適合していることの確認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(中規模以上の開発事業の届出)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する開発事業を行おうとする者（以下「特定事業者」という。）は、当該開発事業の計画が容易に変更できる時期に、当該開発事業の実施計画を市長に届け出て、まちづくりの方針に適合していることの確認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 工作物の設置等のうち太陽光発電設備及び風力発電設備の設置（以下「太陽光発電設備等の設置」という。この条、第11条及び第16条においては自家用で発電出力10キロワット未満のものを除く。）で、その設置する土地の面積が500平方メートル以上のもの</u></p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(大規模開発事業の構想の届出)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する開発事業を行おうとする者（以下「大規模特定事業者」という。）は、前条第1項及び第19条第1項の規定による実施計画の届出前で、かつ、当該開発事業の内容が容易に変更できる時期に、当該開発事業の構想（以下「開発構想」という。）を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(大規模開発事業の構想の届出)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する開発事業を行おうとする者（以下「大規模特定事業者」という。）は、前条第1項及び第19条第1項の規定による実施計画の届出前で、かつ、当該開発事業の内容が容易に変更できる時期に、当該開発事業の構想（以下「開発構想」という。）を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 太陽光発電設備等の設置で、その設置する土地の面積が3,000平方メートル以上のもの</u></p>

(小規模開発事業の届出)

第16条 次の各号のいずれかに該当する小規模の開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画が容易に変更できる時期に、当該開発事業の計画について市長に届け出なければならない。当該開発事業の計画を変更する場合も同様とする。

(1)～(5) (略)

(景観重点区域内における行為の届出)

第19条 第10条第1項及び第16条の規定にかかわらず、景観重点区域内において次の各号のいずれかに該当する開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画が容易に変更できる時期に、当該開発事業の計画について市長に届け出て、まちづくりの方針に適合していることの確認を受けなければならない。当該開発事業の計画を変更する場合も同様とする。

(1)～(9) (略)

2・3 (略)

(小規模開発事業の届出)

第16条 次の各号のいずれかに該当する小規模の開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画が容易に変更できる時期に、当該開発事業の計画について市長に届け出なければならない。当該開発事業の計画を変更する場合も同様とする。

(1)～(5) (略)

(6) 太陽光発電設備等の設置で、その設置する土地の面積が500平方メートル未満のもの

(景観重点区域内における行為の届出)

第19条 第10条第1項及び第16条の規定にかかわらず、景観重点区域内において次の各号のいずれかに該当する開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画が容易に変更できる時期に、当該開発事業の計画について市長に届け出て、まちづくりの方針に適合していることの確認を受けなければならない。当該開発事業の計画を変更する場合も同様とする。

(1)～(9) (略)

(10) 太陽光発電設備等の設置で、次のいずれかに該当するもの

ア 土地に設置するもの(自家用で発電出力10キロワット未満のものを除く。)

イ 建築物及び工作物に設置するもの(自家用で発電出力10キロワット未満のものを含み、市長が定める区域に設置するものに限る。)

2・3 (略)

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。